

富士登山規制における報道取材の扱いについて

静岡県では、富士山の開山期間中（例年7月上旬～9月10日）、静岡県側の三登山口（富士宮口・御殿場口・須走口）において登山規制を実施しています。

静岡県富士登山条例第2条第2号に規定する業務に従事する者については、登山者から除く者として、入山規制の適用除外となります。

報道関係者に対する登山規制については、下記のとおりとしますので、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 概 要

- (1) 噴火、落石等の災害に関する取材については、富士登山条例施行規則第2条第1号に定める「非常災害に対処するための業務」として登山規制の対象外とします。
- (2) 混雑状況や、登山規制に関する取材については、取材計画を書面等で事前に提出していただき、内容を確認した上で、富士登山条例施行規則第2条第8号に定める「富士山の保全に関する業務」として認められる場合は登山規制の対象外とします。

2 提出書類

- ・ 申出書（様式）
- ・ 取材計画（任意様式）… 1（2）に係る取材の場合のみ
取材計画には、取材目的、日時、場所、人数、報道予定日を記載してください。

3 提出期限 入山予定日の5営業日前まで

4 提出先 静岡県富士山世界遺産課メール（sekai@pref.shizuoka.lg.jp）あて

5 その他

- (1) 後日、申出書の内容をもとに、県で通行証（PDF）を発行し、電子メールで送付する予定です。
- (2) 入山時は、必ず次の2点を携帯し、各登山口のスタッフに提示してください。
 - ① 通行証（写）※全員
 - ② 通行証に記載されている該当者であることが第三者に対して分かる証 ※全員
例）身分証、腕章、制服、名札等（事前に当課への共有は不要です）
- (3) 山梨県側から入下山する場合は、山梨県側の入山規制の対象となります。別途、山梨県で手続が必要となりますので、御注意ください。

担 当 交流・継承班
電話番号 054-221-3746
メー ル sekai@pref.shizuoka.lg.jp